
除染装置の停止に係る補足説明資料

2017年6月26日

東京電力ホールディングス株式会社

移送ポンプ及び弁を含む付属配管の廃棄物容量について

- 移送ポンプの廃棄物発生量約 24m^3 及び弁を含む付属配管の廃棄物発生量約 48m^3 については、コンテナ容量で計上している。
- 一時保管エリアにはコンテナに格納した状態で搬入するため、廃棄物発生量としてはコンテナ容量で記載

シート類

- 養生のために必要となるシート類の廃棄物発生量は最大で 1m^3 程度と想定。
- 移送ポンプや弁、配管をコンテナに格納する際は、コンテナの充填効率が低くなることから、空きスペースにシート類を格納する。

局所排風機の扱い

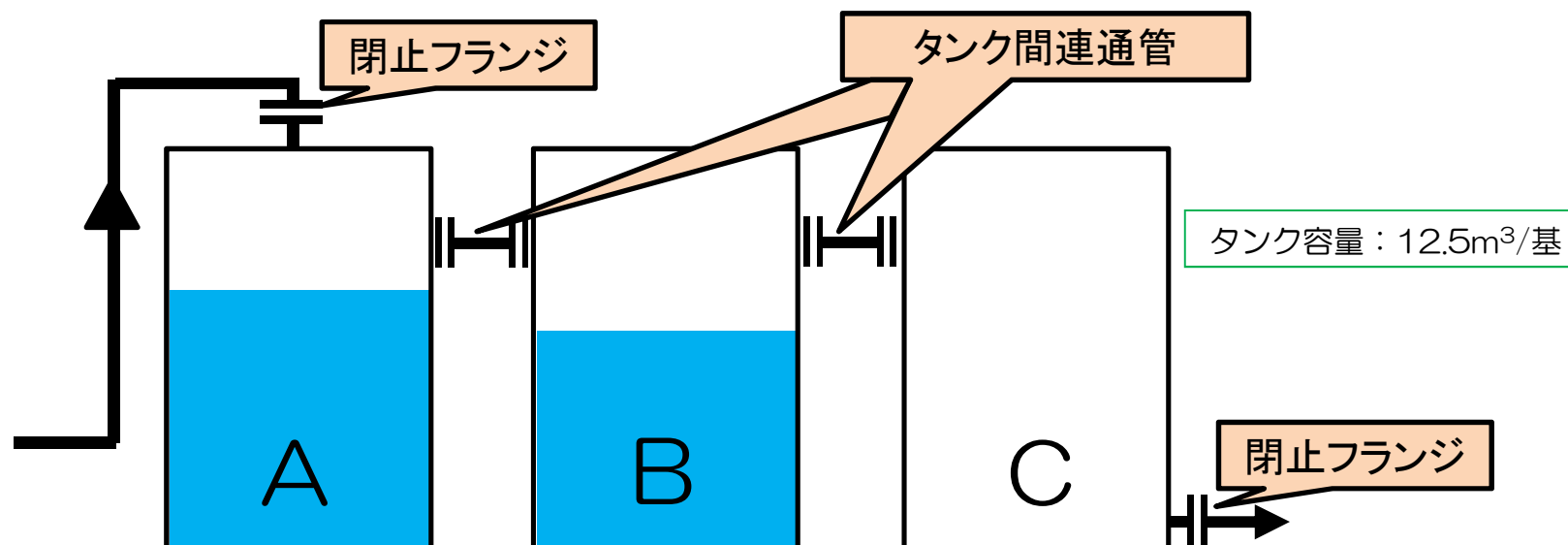
- 局所排風機にはプレフィルタおよびHEPA（高性能）フィルタを取り付けて使用することで、作業エリアへのダストの飛散を防止する。
- 局所排風機の運用中、プレフィルタおよびHEPA（高性能）フィルタは差圧管理を行い、目詰まり等による性能低下を監視する。

放射性気体の発生源

- ダストが飛散する可能性がある作業としては、ポンプ・弁の取り外し時及び配管の切断作業時があるため、これらの作業時にはダスト及び雰囲気線量の測定を実施する。

タンクの残水について

- 除染装置処理水タンクの構造は以下の通り。



- タンクCは漏えいリスク低減を図るため、タンク下部フランジ部より全ての残水の抜き取りを実施済み。
- タンクA及びタンクBについては内部線量が高いことから、水遮へいを目的として連通管下部レベルまで水張りを実施済み。

※ 残水量：Aタンク 9m³， Bタンク 7m³

第27条

- 現状セシウム吸着装置は2系列で運用中。このため、第27条にある「運転上の制限」※1として必要となる1設備としてセシウム吸着装置を数えることはできない。（セシウム吸着装置を1設備としてカウントするには4系列で運用する必要がある。※2）

※1 設備が動作可能であること及び2号炉又は3号炉のタービン建屋の滞留水水位がT.P.2,064mmを超える場合は、さらに1設備が動作可能であること。

※2 許認可記載値 2系列：600m³/日，4系列：1200m³/日

- メンテナンス等（直送化工事を含む）により、第二セシウム吸着装置を停止させる際は、その期間中セシウム吸着装置を起動させる。（H28年度平均処理量：約570m³/日）
なお、セシウム吸着装置を2系列で運用する場合は、計画的に運転上の制限外へ移行することとなるが、有事の際はセシウム吸着装置を4系列に復旧する。
（4系列運用の場合、ストロンチウムの除去は不可）
- 台風等により建屋水位が上昇する可能性のある時期は、セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置のメンテナンス等による停止を極力回避する運転計画を策定する。
- なお、必要処理量の低下等によりH23年12月以降、2設備の動作可能が求められる「T.P.2064mm」は超えないように管理されている。※3
（この間、除染装置は常に待機状態。）

※3 2017年5月9日における面談資料参照